

容器管理及び溶断器の点検について

1. 各事業所様にて1名『**容器管理責任者**』様を任命
⇒容器管理の徹底により事故・盗難・紛失を未然に防ぎましょう。
2. 出荷後**1年以上経過した容器は残ガスの有無を問わず回収**
⇒弊社からの御請求書同封の貸付容器調書をもとに、古い容器より使用後返却して下さい。
長期停滞させた結果、腐食により破裂事故の可能性があり危険な状態となり、事故の原因となる場合があります。
3. 社員様に対する計画的な**保安教育**
⇒年1回の保安教育を行い最新の情報を得て知識を高めましょう。
4. 消費現場・消費設備の**日常点検**
⇒日常点検はもとより、年1回以上は設備の有効期限を確認し記録しましょう。
5. 高圧ガス容器は定期的な**耐圧検査**をすること(3年又は5年)
⇒高圧ガス保安法第44条第1項に基づいて義務づけられています。
又、容器を廃棄する場合は必ず販売店にご連絡下さい。
6. ガス溶断器の**定期点検**
⇒平成29年8月労働安全衛生総合研究所技術指針により、製造年月から一定期間を超えるガス溶断器は、交換または定期点検が推奨されました。

高圧ガス事故が増加しています。長期停滞容器は容器の盗難事故、悪用、紛失に繋がり、容器の腐食等による破裂破壊は人身事故の原因になります。
長期停滞容器はこの様な重大事故に繋がる恐れがありますので、容器の早期回収にご協力お願いいたします。

放置容器は思わぬ事故の原因になります!!



約8年間放置された酸素破裂容器の全景



放置による酸素容器の腐食

◎高圧ガス容器は、**1年以上留置しないよう販売業者へ返却しましょう。**

圧力調整器の点検

☆点検方法はの詳細は、各メーカーの取扱説明書をご参照いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。

点検項目 **1日1回、作業前に必ず点検をしてください。**

定期点検は、次の点検項目で実施をお願い致します。

点検項目	日常点検	毎月の自主点検
外観	○	○
外部漏れ(気密確認)	○	○
出流れ(気密確認)	○	○
使用圧力範囲の確認		○
圧力低下の確認		○

7年でのメーカー定期点検
又は、交換を推奨します



7年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JNOSH-TR-№48:2017)により、製造年月から**7年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。**
製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。
表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。

点検を怠った時の危険性

点検を怠った場合、「ガス漏れ事故、逆火事故、破裂事故」等の危険性があります。
特に酸素の場合は、次のような危険性があります。
フィルターがゴミや異物で目詰まりしていると、操作を間違っ容器弁を急激に開いた場合、酸素の断熱圧縮熱により圧力調整器が発火・燃焼することがあります。
断熱圧縮熱とは、ガスを断熱的に圧縮したときに発生する熱のことです。
酸素ガスの場合、大気圧から15Mpaに急激に圧縮すると、圧縮熱は約1000℃にもなります。
フィルターの目詰まり以外に、下記の様な場合でも断熱圧縮熱で発火・燃焼することがあります。
①油、グリースが付着した場合
②酸素専用の調整器を使用しなかった場合

乾式安全器は3年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。

ガス切断器・溶接器・加熱器の点検

☆点検方法はの詳細は、各メーカーの取扱説明書をご参照いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。

点検項目 **1日1回、作業前に必ず点検をしてください。**

定期点検は、次の点検項目で実施をお願い致します。

点検項目	日常点検	毎月の自主点検
外観	○	○
バルブ漏れ(気密確認)	○	○
火炎状態の確認	○	○
外部漏れ(気密確認)		○

5年でのメーカー定期点検
又は、交換を推奨します



5年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JNOSH-TR-№48:2017)により、製造年月から**5年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。**
製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。
表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。